

令和2年度私立高等学校等奨学のための給付金の 「追加給付」について（家計急変世帯向け）

制度概要

「奨学のための給付金」は、全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、府内に在住する低所得者世帯の保護者等に対し、授業料以外の教育費の経済的負担を軽減するために、実施されている給付金です。（返済の必要はありません。）

追加給付

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、令和2年度における特例的な措置として、奨学のための給付金に、家庭でのオンライン学習にかかる通信費相当額が追加給付されます。追加給付分は、奨学のための給付金に加算して給付します。

対象世帯・追加給付額

対象世帯：奨学給付金対象者のうち、非課税世帯のみ

※生活保護受給世帯のうち、生業扶助の対象となっている世帯は、生業扶助によりオンライン通信費相当額が措置されているため、追加給付の対象外です。

(1) 令和2年6月30日以前に家計が急変した場合

→ 10,000円（年額）を追加支給します。

(2) 令和2年7月1日以降に家計が急変した場合

→ 別途算定した金額を追加支給します（※）。

※ 申請日が属する月の翌月から令和3年3月までの月数に1,000円を掛けて算出します。

誓約書の提出

追加給付を受けるには、誓約書の提出が必要です。「奨学のための給付金に係る誓約書」に必要事項を記入した上で、奨学のための給付金の申請書と一緒にご提出ください。